

様式第1号（3関係）

審 査 基 準

令和7年7月7日作成

法 令 名	: 道路交通法
根 拠 条 項	: 第8条第2項
処 分 の 概 要	: 通行許可
原 権 者 (委 任 先)	: 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官を含む。）
法 令 の 定 め	: 道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 静岡県道路交通法施行細則第3条の5（通行禁止道路における警察署長の通行許可）
審 査 基 準	: 別紙参照
標 準 処 理 期 間	: 7日以内（行政庁の休日を含まない。） ただし、申請書の補正に期間を要するとき又は申請者と交付時期について調整がとれているときは、この限りでない。
申 請 先	: 警察署、高速道路交通警察隊
問 合 せ 先	: 警察署交通（第一）課、高速道路交通警察隊
備 考	:

別紙

許可の申請を受理した警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可することができる。

- 1 車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所に入出りするため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないとき。
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき相当の事情があるとき。
- 3 上記1及び2に掲げるもののほか、貨物の集配その他、以下の公安委員会が定める事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないとき。
 - (1) 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するため使用される車両で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの。
 - (2) 冠婚葬祭等社会慣習上、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの。
 - (3) 業務上の必要により、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの。